

---

# シティリビングの広告入稿ガイド

## 【基本事項編】

サンケイリビング新聞社 制作部(東京)

2021年3月

1. 広告のサイズ（単位はすべてmm）

	天地(縦)	左右(横)		天地(縦)	左右(横)
完全見開き	356	501.5	終面突出(1 枠)	81.5	77.5
1 頁	356	239	終面突出(2 枠)	175.5	77.5
3/4 頁	264.5	239	終面突出(3 枠)	270.0	77.5
1/2 頁(横)	173	239	--以下大阪用--		
1/2 頁(縦)	356	113	大阪終面突出(1 枠)	129.0	77.5
1/4 頁(横)	81.5	239	大阪終面突出(2 枠)	270.0	77.5
1/4 頁(縦)	173	113			
1/8 頁	81.5	113			

※東京・横浜以外のシティネットワークは、表紙面や裏面掲載のスポット広告(特殊サイズ)や企画での特殊なサイズがありますので、申し込み・制作にあたっては営業担当にご確認ください。また、京都の1面と終面のディスプレイ広告のサイズは天地 85 ミリ×左右 250 ミリとなっていますのでご注意ください

2. 入稿締切

- ① 東京、横浜以外に掲載(送り) 発行日 2 週間前の木曜正午
- ② 東京、横浜掲載 発行日 1 週間前の月曜正午

※年末年始・夏期お盆等及び祝日などにより、上記基本スケジュールの変更がありますので、発行号ごとの入稿締切は、弊社ホームページの「シティリビング入稿工程表」を必ずご参照ください。

<https://ad.sankeiliving.co.jp/media/cityliving/schedule02/>

3. 入稿方法などについて

(ア) 入稿に必要なもの

- ① 広告データ(PDF/x1-a 2001 準拠:PS バージョン 1.3)
  - データ作成の詳細は「シティリビングネットワーク入稿用ディスプレイ広告制作ガイド」をご覧ください
- ② 広告データ出力見本紙
- ③ ディスプレイ広告入稿連絡票

(イ) メール入稿の場合に必要なもの(お送りいただくメールアドレス:living-ad@sankeiliving.co.jp)

※メール入稿の場合、CC で弊社営業担当にもお送りください

- ① 広告データ(PDF/x1-a 2001 準拠)
- ② 広告データ出力見本(広告データを画像(PDF、JPEG)化したもの)
- ③ ディスプレイ広告入稿連絡票(掲載日、掲載エリアなどを記したもの)
- ④ 広告データ出力見本とディスプレイ広告入稿連絡票は FAX で送付して頂いても可

(ウ) 送稿先情報

- ① メールアドレス:living-ad@sankeiliving.co.jp
- ② 電話:平日 11 時～17 時  
070-3764-8513(小柴)、070-3764-8514(藤本)

(エ) 在版(以前入稿データの流用)

**2019 年 4 月 12 日号から広告サイズが変わるため、それ以前に掲載された原稿を流用することはできかねます。**

- ① 過去に入稿頂き・掲載された広告データを再度掲載したい場合は「ディスプレイ広告在版連絡票」に必要事項を記入し、前回の見本を添付して、広告入稿窓口に提出してください
  - ディスプレイ広告在版連絡票はホームページの「入稿連絡書類」からダウンロードしてください
- ② ディスプレイ広告在版連絡票の締め切りは、広告入稿締め切りと同じです
- ③ 注意事項(在版流用過去入稿・掲載データの流用)
  - 過去に入稿頂き・掲載された広告データの保存期間は 3 か月です

4. 新規広告主掲載時の注意事項

新規の広告主や新規原稿は、入稿前に確認用の出力見本等(PDF・出力紙のファクスなど)を営業担当にお送りください。内容・体裁を確認させていただき、修正をお願いする場合があります

## 5. シティリビングのネットワーク

※広告への媒体名表記では正式媒体名をご確認の上制作してください。さっぽろを含む複数エリア掲載の広告で共通データとする場合は「シティ」としてください。(例: シティを見たと言って…)

タブロイド1頁で、ペイドのディスプレイ広告のサイズが同じエリア

シティリビング東京

シティリビング横浜

【この書類で、以下①から⑥への掲載は「ネットワーク(NW)」または「送り」と表記した箇所があります】

- ① シティリビング名古屋
- ② シティリビング京都
- ③ シティリビング大阪・神戸

## 6. 印刷の再現性について

(ア) シティリビングは商業印刷(乾燥機付き輪転機)による時間をかけての印刷です。用紙も白色度の高いものを使用していますので、印刷再現性は高いです

(イ) 東京・横浜以外の6エリアはそれぞれ用紙・印刷会社が異なりますが、ほぼ同じ品質のものを使用しています

## 7. 色見本を希望の場合

(ア) シティリビングに掲載する広告主への刷り上がり確認や印刷工場に印刷注意として送付する色見本を作成する必要がある場合には、有料で色校正紙(JET プレス)を出すことや画像データの調整を依頼することができます

(イ) 対応窓口は北斗印刷です

- ① 〒111-0043 東京都台東区駒形 1-3-16 駒形プラザビル 8F
- ② 電話:03(5830)2412 ファクス:03(5830)2414
- ③ 担当:営業部 石井さん

(ウ) 料金(税別)は下記の通りです(画像調整も依頼された場合は別途画像調整費がかかります)

- ① 1/2 頁まで 12,800 円
- ② 3/4 頁、1 頁まで 19,200 円
- ③ センター見開き 30,000 円

- 出力紙5枚での料金(5枚以上必要な場合は、北斗印刷にご相談ください)

(エ) 請求・支払いに関しては、直接北斗印刷とお願いします

(オ) 発注書は

<https://ad.sankeiliving.co.jp/media/living/guide/>

入稿連絡書類/プロフィール【その他】から「色見本出力依頼書\_北斗印刷」をダウンロードしてください

## 8. 基本体裁

(ア) 広告領域を明確にするために全体を広告罫で囲んでください

- ① 広告罫 BK100%の場合=太さ 0.11 mm(0.3 ポイント)以上の実線罫
- ② カラー罫の場合=太さ 0.5 mm(1.4 ポイント)以上実線罫で明確に識別できる濃度を確保したもの

(イ) 全体(四囲)に色・写真を敷くことで、広告罫に代えることも可能です

(ウ) ビジュアル中心で構成してください

記事体裁のディスプレイ広告には、事項囲み内「記事型広告掲載ルール」が適用されます

## 9. 記事型広告制作時の注意

(ア) ディスプレイ広告は、弊社で制作するペイドパブリシティとは制作・内容にかかる当社の責任範囲が異なります。そのため、ディスプレイ広告の「記事型広告」と、ペイドパブリシティとを明確に分ける必要があり、独自の掲載ルールを設定しています。弊社が広告レイアウトや表現スタイルがシティリビングの編集記事またはペイドパブリシティと類似していると判断した場合は、以下記載の「記事型広告掲載ルール」が適用されます

(イ) 記事型広告とは、文章(文字)量の多少のみで判断するものではなく、広告レイアウトや情報提供手段が記事風に作られている広告全般を指します

(ウ) 記事型広告については、下記の掲載ルール、および注意事項に留意した原稿作成をよろしくお願いいたします

## 記事型広告掲載ルール

1. 広告全体を広告罫で囲んでください  
(ア) 広告全体を以下のいずれかの実線罫で囲んでください  
(イ) BK100%の罫＝太さ 0.3mm (1 ポイント) 以上の実線罫  
(ウ) カラーの罫＝太さ 0.5mm (1.4 ポイント) 以上の実線罫で、明確に識別できる濃度を確保したもの (Y100%などは不可)  
(エ) 広告全体に色が敷いてある場合においても上記の太さの実線罫で広告全体を囲んでください
2. <PR>または<広告>の表示を必ず入れて下さい  
(ア) 記事型広告には下記体裁の<PR>または<広告>の表示を入れる必要があります  
(イ) PR または広告の表示は、前後を山カッコ〈〉ではさみませ  
(ウ) 文字色は原則 BK100%です。色文字も使用できますが、明確に識別できる色(濃度)を選択して下さい  
(エ) バック(背景)が写真、色引きなどの場合は、文字が明確に識別できれば抜き文字でも可とします  
(オ) フォント＝ゴシック体  
(カ) サイズは、1/2 頁未満＝10.5 ポイント以上、1/2 頁以上＝14 ポイント以上
3. 本文組体裁の注意  
(ア) 縦組み本文の場合は 15 字未満の字取りは避けてください  
(イ) 書体・文字サイズ＝リビング新聞の本文書体や文字サイズと類似の体裁は避けてください  
(ウ) リビング新聞社本文で使用するフォント
  - リビング新聞の縦組み本文・・・イワタ新聞明朝 9.5 ポイント
4. 読者特典やコメント表記の注意  
(ア) 読者特典表記の注意
  - クーポンなどで読者特典を表記する場合、特典のサービス現場で読者とのトラブル防止ため、コピーや web・アプリ提示の可否を表記するようにしてください  
(イ) クーポン・地図類の使用について
  - リビング新聞の編集記事やペイドパブリシティで使用しているクーポン・地図と同じ体裁の「クーポン」や「地図」の使用は避けてください  
(ウ) 読者の登場について
  - 「読者モデル」「読者コメント」などのリビング新聞やシティリビングの読者登場型の表現は避けてください  
(エ) 名義使用について
  - 応募等のあて先などをサンケイリビング新聞社にすることはできません。あて先などの一部に「リビング」「シティ」など媒体名を使う場合は事前に営業担当までご連絡ください

### 10. 企画連合広告について

- (ア) 広告会社等が企画し、複数のディスプレイ広告を集めた形で入稿する連合広告企画は、全体の枠内に広告会社等の名前を「企画制作:〇〇」として明記してください
- (イ) 個別の広告の体裁が記事型広告の場合は、以下記載の記事型広告掲載ルールに準じてください

### 11. 弊社 WEB、電子ブックへの二次利用について

弊社事業の広報の一環として、また営業サポートツールとして、紙面の情報(ディスプレイ広告を含む。以下「広告」と表記)を二次利用させていただく場合があります。以下の権利処理や手続きをお願いいたします。

- (イ) シティリビングの紙面情報(広告含む)は、電子ブック形式などで弊社および関連 web サイト上に掲載されることがあります。また、掲載事例集などの営業用ツール等として複製利用する場合があります。このような弊社の二次利用が広告を構成する著作物の著作権、肖像権、その他第三者の権利等に抵触することがないように、事前に当該権利者等に対し、弊社が支障なく二次利用できるための許諾を得ておいてください。また、著作者に対しては、著作者人格権の行使をしないように依頼をしておいてください
- (ウ) 広告全体の二次利用を不可としたい場合は、入稿時に入稿連絡票や在版連絡票の「web 掲載・二次利用は不可」欄の口にし点を入れ、出力見本などにもその旨を必ずご記入ください。web 掲載・二次利用をしない処理をします
- (エ) 広告構成物の一部のみ web 掲載・二次利用不可の場合はその不可の部分をマスキングしたデータを作成し入稿していただければ、web 掲載・二次利用の際差し替えます